

「やまなし KAIGO マスター」養成事業業務委託仕様書

本書は、山梨県（以下「県」という。）が実施する「『やまなし KAIGO マスター』養成事業業務」（以下「本業務」という。）に係る仕様を定めるものである。

1 業務の目的

県内の介護施設における外国人介護人材の確保・定着を促進するため、技能実習や特定技能制度で来日し、県内の介護施設で働く外国人介護人材を対象とした本県独自の教育プログラムを構築し、プログラムを用いた研修課程を実施することを通じ、母国での介護産業の中核的人材としてのキャリアアップを目指す外国人介護人材や、介護福祉士国家資格取得など日本でキャリアアップを目指す外国人介護人材から「選ばれるやまなし」を目指す。

2 業務の内容

次の業務について、随時、県と協議のうえ遂行するものとする。

(1) 外国人介護人材向け「円滑就労支援プログラム」の構築

技能実習や特定技能制度で来日し、県内の介護施設で働く外国人介護人材のうち入職早期（入職1年未満、日本語能力試験【JLPT】N4以上）の者が、日本の介護現場に円滑に溶け込めることを支援する教育プログラムの構築。プログラムは修了評価も含めて10～15時間程度のカリキュラムとする。

プログラムの構築に当たっては、県内の介護福祉士養成校や日本語学校などとの連携も可能とする。

(2) 外国人介護人材向け「介護マスタープログラム」の構築

技能実習や特定技能制度で来日し、県内の介護施設で働く外国人介護人材のうち、一定の経験を積んだ（入職1年以上、日本語能力試験【JLPT】N3以上と同等と認められる者）外国人介護人材に対し、「実務者研修」を円滑に受講できる程度の介護理論・技術に関する知識等を学ぶ教育プログラムの構築。プログラムは修了評価も含めて35～40時間程度のカリキュラムとする。

プログラムの構築に当たっては、県内の介護福祉士養成校や日本語学校などとの連携も可能とする。

(3) (1) で構築した教育プログラムによる研修の実施

(1) で構築した「円滑就労支援プログラム」を用いた研修課程を実施する。研修は集合（対面）研修、オンライン（オンデマンドも含む）研修等の手法は問わず、複数の手法の組み合わせも可能とする。

ただし、オンライン研修の場合も、研修生からの質問等を直接受けることが出来る集合研修の時間を一定程度用意することとする。また、必要に応じ、修了評価を実施すること。

研修の実施に当たっては、県内の介護福祉士養成校や日本語学校などとの連携も可能とす

る。

(4) (2) で構築した教育プログラムによる研修の実施

(2) で構築した「介護マスタープログラム」を用いた研修課程を実施する。研修は集合（対面）研修、オンライン（オンデマンドも含む）研修等の手法は問わず、複数の手法の組み合わせも可能とする。

ただし、オンライン研修の場合も、研修生からの質問等を直接受けることが出来る集合研修の時間を一定程度用意することとする。また、必要に応じ、実技研修を実施すること。

「介護マスタープログラム」の修了に当たっては、必ず修了評価を実施すること。

研修の実施に当たっては、県内の介護福祉士養成校や日本語学校などとの連携も可能とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 その他

(1) 本業務の成果及び著作権は、山梨県に帰属するものとする。

(2) 本業務の実施に関し必要な事項については、県と受託者が協議のうえ決定する。